

学校いじめ防止基本方針

郡山市立熱海中学校

1 郡山市におけるいじめ防止等の基本

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付にくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

2 いじめ問題についての基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍して等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

(1) いじめ問題に対応するための共通理解

- ・ いじめの態様に関する認識 ← 事態を軽視する見方があるといじめが蔓延する。
- ・ いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図って対応する。
- ・ 被害を訴える者の「精神的な苦痛」を真摯に受け止め、いじめととらえる。

(2) いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。
- ・ 加害者が「いじめをしている」という認識がない場合も、被害を訴える者が「精神的な苦痛」を感じていればいじめととらえ、他者との関わりを考えさせるよい機会ととらえて指導する。

(3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。

- ・ 傷害罪（同第204条） ・ 暴行罪（刑法第208条） ・ 脅迫罪（同第222条）

- ・名誉毀損罪（同第230条） ・侮辱罪（同第231条） ・恐喝罪（同第249条）
- （４）安全配慮義務
- 学校がとるべきいじめに関する安全配慮義務には以下のようなものが考えられる。
- ・学校の一般的注意義務 ・いじめの本質を理解する義務 ・児童生徒の動静把握義務
 - ・いじめ全容解明義務 ・いじめ防止措置義務 ・保護者に対する報告、協議義務
- （日本弁護士連合会「いじめ問題ハンドブック」こうち書房1995年より）

3 いじめ対応の基本的考え方

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則。

- ①いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- ②いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
- ③各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
 ※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」
 →「経過観察」→「検証」
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

4 学校の基本方針

（１）いじめの情報共有と組織的対応

- ①「いじめ問題対策委員会」（生徒指導委員会と兼ねる）を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
- ②生徒指導委員会を毎週定期的開催し、いじめを含む生徒指導上の問題について情報の共有と対策の協議を行う。
- ③教職員がいじめを発見又は相談を受けたり、いじめの情報を得たりした場合は、速やかに生徒指導委員会（いじめ問題対策委員会）に報告し、組織的な対応につなげる。

（２）いじめ問題対策委員会の役割

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ②教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・生徒や保護者アンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

④いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解決したと判断した場合にもその後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

(3) いじめ問題対策委員会の動き

①対応チームの編成

いじめ問題対策委員会(生徒指導委員会)を核として、全教職員で対応する。必要に応じて対応チームを編成する。

②対応方針の決定・役割分担

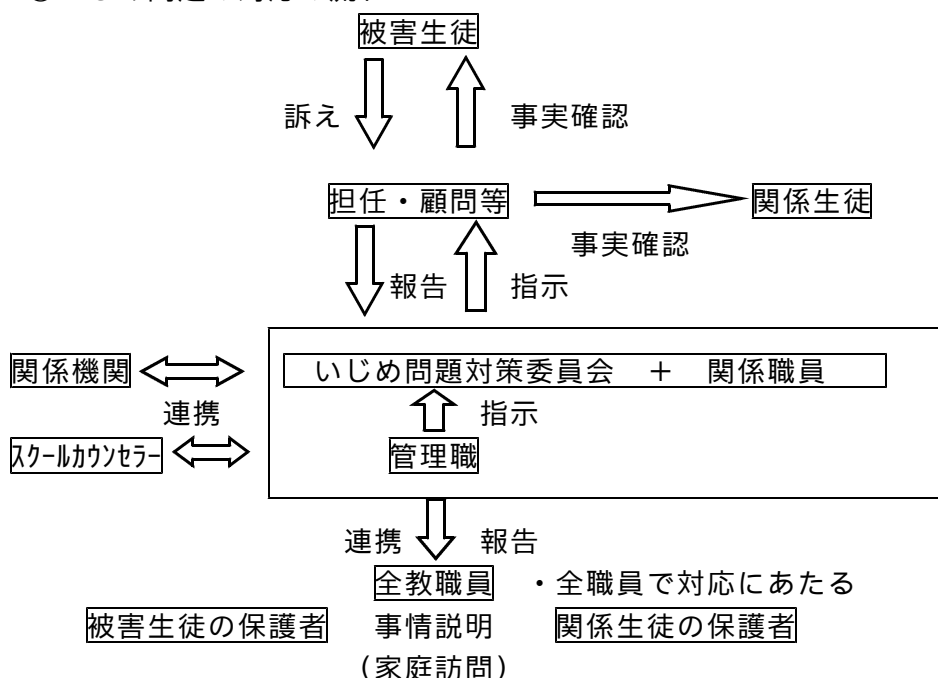
【情報の整理】いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

【対応方針】緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度
事情聴取や指導の際に留意すべきこと

③役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④いじめ問題の対応の流れ



(4) 未然防止から対処に至る一連の取り組み

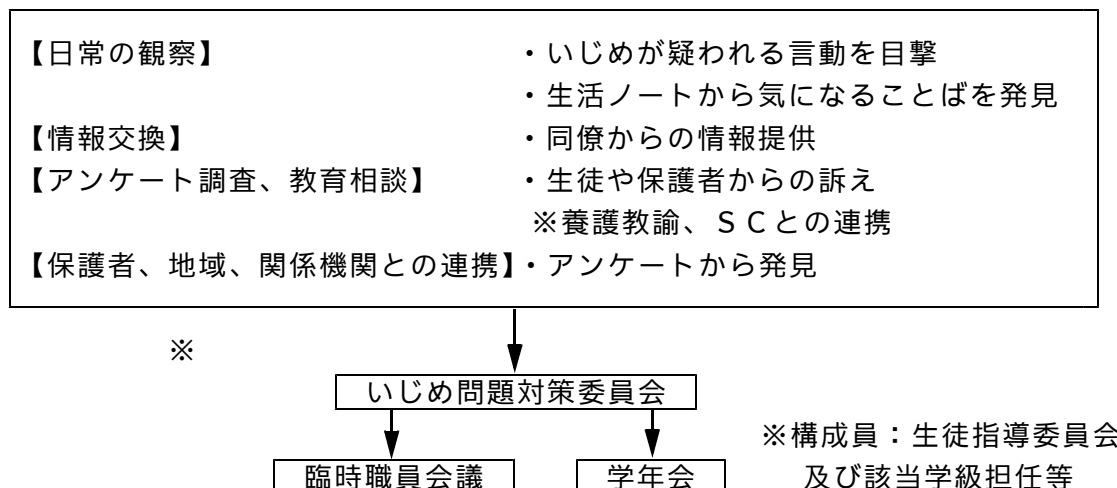
①いじめの防止(未然防止のための取り組み)

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通した道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 生徒ひとりひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくり

をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

- ・教職員に対し、いじめ防止対策に関する研修の実施、その他いじめ防止に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ・保護者及び地域に対し、学校の基本方針及び取り組みについての理解を図る。
(学校だより、学年通信、学校HP等)

②いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）



③いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

A 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

B いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

■被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月)継続するまで、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめを絶対に許さない事や今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。

【経過観察】

- 生活ノートや面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

■加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指 導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

■観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指 導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

5 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。

- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
 - ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- (2) いじめている生徒の保護者との連携
- ・ 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
 - ・ 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ・ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
 - ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
 - ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- (3) 保護者との日常的な連携
- ・ 年度当初から、各種通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 - ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

6 関係機関との連携

・ いじめの発見状況を報告する。	市教育委員会
・ 対応方針について相談したい。	県教育委員会 教育事務所
・ 指導方針や解決方法について相談したい。	
・ 子どもや保護者への対応方法を相談したい。	警察、児童相談所
・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	
・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	児童相談所

7 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命・心身・財産重大事態)
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を受けた場合
 - 金品等に重大な被害を受けた場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校重大事態)
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校長の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態であると判断したときは、市教育委員会又は学校が速やかに事実関係を名確認するための調査を行う。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者にアンケートを行

い、事実関係を把握して市教育委員会に速やかに提出する。

③いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

8 年間計画

月	○活動内容 ●アンケート	備考
4	○第1回生徒指導全体協議会（校内研修）	○生徒指導委員会 毎週火曜日2校時 ○全体協議会で共通理解や指導の徹底に努める。 ○定期的にアンケートや教育相談を設け、問題行動の早期発見・未然防止に努める。 ○校内巡視は必要に応じて随時実施する。 ○朝の会、学年集会での啓発活動。 ○「SOSの出し方に関する教育」を全学年実施する。
5	○生徒の生活行動の把握（問題行動生徒等）	
6	●第1回学校生活アンケート	
7	○授業参観での保護者への啓蒙 ○第2回生徒指導全体協議（校内研修） ○教育相談	
8	○夏季休業中の生活実態の把握（情報収集）	
9		
10	●第2回学校生活アンケート	
11	○三者相談	
12	○第3回生徒指導全体協議会（校内研修） ○冬季休業中の事前指導	
1		
2	●第3回学校生活アンケート	
3	○年度末、年度初休業中の事前指導	